

青森県報

第四千四百五号

平成三十年
一月二十九日
(月曜日)

目次

告 示

- 道路の区域の変更……………(道路課) ……一
- 道路の供用の開始……………(同) ……一
- 建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……二
(県民局)

1	図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
県 道			五所川原 木線	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二〇九の一から 北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二四四の二まで	前 後	二七・九〇メートルから 四四・五〇メートルまで 二七・九〇メートルから 六四・九〇メートルまで	六〇・〇〇メートル 六〇・〇〇メートル	

青森県告示第六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年二月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

○右 同……………(同) ……二

告 示

青森県告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年二月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線 名	供用開始の 区 間	供用開始 の 期 日
県道五所川原 木線	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二〇九の一 から 北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二四四の二 まで	平成三〇・一・二九

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 中村鉄工所

二 氏名 中村好明

三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字坪毛沢一〇〇の一七

四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第五〇〇〇四七号

五 取消年月日 平成三十年一月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年十月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 東塗装工業

二 氏名 東芳夫

三 主たる営業所の所在地 十和田市西十三番町六三の八

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一四一六号

五 取消年月日 平成三十年一月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年十二月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭